様式第３号（第24条関係）（裏面）

受診所見の内訳

項目		実施者数	有所見者数
白血球数	男	人	人
	女	人	人
白血球百分率	男	人	人
	女	人	人
赤血球数	男	人	人
	女	人	人
血色素量	男	人	人
	女	人	人

項目		実施者数	有所見者数
ヘマトクリット値	男	人	人
	女	人	人
眼	男	人	人
	女	人	人
皮膚	男	人	人
	女	人	人

備　考

1　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2　記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。

3　記入枠の罫分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。

4　「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。

5　１年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（　月～　月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。

6　「対象年」の欄の（報告　回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

7　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。

8　「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が２以上あるときは、その各々について記入すること。

9　「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は除染等業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。

10　「有所見者数」の欄は、各健康診断項目の有所見者の合計ではなく、健康診断項目のいずれか有所見であった者の人数を記入すること。

11　「作業の種別」の欄は、同欄に掲げる１～３の作業の区分に応じた数字を記入し、（　）内には具体的な作業内容を記入すること。

12　線量による区分は、今回の健康診断を行った日の属する年の前年一年間に受けた線量によって行うこと。

13　「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記入し、押印することに代えて、署名することができること。

○経済産業省令第六十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

別表１般機械器具の項中

電子式卓上計算機（謄写機（謄写版を除く。）、複写機（ジアゾ式等を除く。）、事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機）及び金銭登録機を除く。）

を

謄写機（謄写版を除く。）、複写機（ジアゾ式等を除く。）、事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機）及び金銭登録機

に改め、同表電気

機械器具の項中

電子レンジ
電気がま
ジャーポット
食器洗い乾燥機
電気冷蔵庫
クッキングヒーター
換気扇
電気温水器
自然冷媒ヒートポンプ式給湯機
家庭用電気井戸ポンプ
空気清浄機
電気洗濯機
電気掃除機
温水洗浄便座
電気かみそり
電気マッサージ器具
家庭用生ゴミ処理機

を

電子レンジ
電気がま
ジャーポット
食器洗い乾燥機
電気冷蔵庫
クッキングヒーター
換気扇
電気温水器
自然冷媒ヒートポンプ式給湯機
家庭用電気井戸ポンプ
空気清浄機
電気洗濯機
電気掃除機
温水洗浄便座
電気かみそり
電気マッサージ器具

に、

白熱電球
放電ランプ
ＬＥＤランプ
配線器具
電気照明器具

を

白熱電球
放電ランプ
配線器具
電気照明器具

に、

受動部品
接続部品
電子回路基板
変換部品
メモリ部品
スイッチング電源

を

受動部品
接続部品
電子回路基板
電子回路実装基板
変換部品
メモリ部品
スイッチング電源

に改め、同表化学工業